

2017年1月11日より「サービス利用規約」へ改定されています。

旧軒先パーキング登録規約

軒先パーキング 駐車場登録規約

軒先株式会社(以下「甲」という)は、甲の運営するインターネット上の情報提供サービス(以下「本サービス」という)への駐車場登録を引き受ける場合に、以下の規約(以下「本規約」という)に定められた条件によって、引き受けるものとする。駐車場登録する者(以下「乙」という)及び甲の責任および権利は本規約に記載のとおりとする。乙は、本規約記載の各条項に承諾して駐車場登録することに同意する。

第1条(適用範囲および定義)

1. 本サービスの適用範囲は、日本国内の駐車場に限定するものとする。ただし乙または利用者の居住地については、予約申し込みおよび支払が正しく完了することが担保されていることを条件に、この限りではないものとする。
2. 本規約において以下の用語は、それぞれに規定するとおりとする。

「利用者募集」

本サービスを介して提供される次の業務の総称をいう。

- (1) 駐車場利用者の集客
- (2) 駐車場の予約受付
- (3) 駐車場の利用審査
- (4) 「駐車場利用規約」の使用
- (5) 駐車場利用料の集金

「駐車場ページ」

軒先パーキング内の駐車場専用ページをいう。

「会員マイページ」

乙の会員登録情報および貸し出しする駐車場の登録情報の確認・変更ができる乙専用のページをいう。

「駐車場利用者」

本サービスを利用した駐車場の利用者をいう。

「月間駐車場利用料」

当月1日から当月末日までの期間内で、実際に現地利用された利用料の合計金額をいう。

第2条(駐車場登録の申込)

1. 甲は、独自の調査に基づく判断により、駐車場登録の申し込みを拒否することがあり、乙

は、予めこれを異議無く承諾するものとする。

2. 乙は、駐車場登録に際し、当該駐車場の所有者または所有者から一括借上げしている者、管理委託を受けている者である必要がある。ただし、駐車場の所有者から臨時貸出に関する合意を得られる場合はその限りではない。その際、乙は、所有者と臨時貸出に関し、紛争等が起きた場合は、自らの責任で解決するものとし、甲に対し何ら請求を起こさないこととする

3. 甲は、乙に対し、甲が用意するサーバ(以下「サーバ」という)内の乙の会員マイページを、乙が本規約および甲乙間で適用される他の規約、ガイドラインその他の合意事項(以下あわせて「本規約等」という)に従って使用することを許諾する。

4. 甲は、前項の駐車場ページ・会員マイページの枠組み、データベースシステムおよびソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。

第 3 条(コンテンツの表示)

1. 甲は、前項により乙の制作したコンテンツの確認を甲の定める審査基準により行うものとする。当該コンテンツが、甲の審査基準を満たしていると判断した場合のみ、甲は、当該コンテンツを利用した駐車場登録を許諾するものとし、その旨を乙に電子メールにて通知するとともに、当該駐車場ページを WEB サイト上に公開する。乙は当該通知を受領したときから、当該駐車場ページを利用して利用者募集を行うことができる。

2. 乙は、本規約等により認められる範囲内で、駐車場ページ上のコンテンツを改訂し、表示することができる。乙は、コンテンツについては常に最新の情報をユーザに提供するように定期的に更新を行う。

3. 甲は、乙の作成したコンテンツが軒先パーキングにふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更するよう求めることができ、乙はこれに従うものとする。

4. 甲が本サービス外のウェブサイトや出版物、その他メディア等に、乙が制作したコンテンツおよび登録駐車場情報を二次利用(表示・引用・転載等)する場合、乙はこれを許諾するものとする。

第 4 条(システム利用料)

1. 乙は、甲に対し、本規約に基づき乙が利用する甲のデータベースシステムの利用料(以下「システム利用料」という)として、本条に基づき算出される駐車場ページにおける駐車場登録者別合計金額(以下「月間駐車場利用料」という)にシステム料率 35%(消費税別)を乗じた金額の合計額を支払う。

2. 月間駐車場利用料は、計算対象となる月の末日(以下「締め日」という)に確定する。

3. 月間駐車場利用料は、サーバ上のデータをもとに、甲が算定するものとする。

4. 乙が駐車場ページ上でまたは駐車場ページを端緒とする駐車場利用者とのやり取りにおいて、軒先パーキング以外での取引を行うよう誘導し、軒先パーキング外での取引を行った場

合、乙は、甲に対し、当該取引から生じる月間駐車場利用料についても、システム利用料を支払わなければならないものとする。

第5条(利用者募集)

1. 乙は、本サービスを介して駐車場利用者に駐車場の貸し出しをするに際し、当該取引の当事者は乙と駐車場利用者であることを自覚したうえで、利用者募集を行うものとする。
2. 乙は、本サービスを介し駐車場利用者に駐車場の貸し出しをするに際し、駐車場の門扉等の鍵の開閉、荷物等の整理、雑草・植木等の剪定等を行い、駐車場利用者が当該駐車場を支障なく利用できるよう管理するものとする。
3. 乙は、本サービスを介し駐車場利用者に駐車場の貸しだしをするに際し、当該駐車場が集合住宅等の敷地内にある場合は、居住者から駐車場利用者に利用に関するクレームなどが発生しないよう事前に可能な限り周知をするものとする。
4. 乙が、本サービスを介して駐車場利用者に駐車場の貸し出しをした結果、乙の所有または管理する敷地の隣地所有者等から敷地境界に関する事項や利用者の駐車場利用マナーに関する指摘等が発生した場合、乙は責任を持って隣地所有者と解決を図るものとし、甲は一切関与しないし責任を負わないものとする。
5. 乙は、利用者募集を行うにあたり、不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。

第6条(利用審査)

1. 乙の駐車場ページより予約が入った場合、甲は都度乙に利用内容を連絡し、利用の可否判断を仰ぎ、乙は2日以内に利用者に利用の可否を通知するものとする。
2. 登録する駐車場の車室の空きが常時確保されている場合に限り、乙の駐車場ページに予約が入った場合、乙は都度確認なしに、利用者に利用の許可を通知することができるものとする。

第7条(集金代行)

1. 甲は、乙の代理として駐車場利用者からの集金をする。
 - (1) 甲は、甲指定の銀行口座へ駐車場利用者からのクレジットカード決済をもって集金するものとする。
 - (2) 甲は、駐車場利用者から集金した利用料を利用料が発生した当月末締め日で集計し、収支報告書を乙に通知報告するものとする。その内容に異議のある場合には、甲に対し、1週間以内にこれを通知しなければならない。乙がこの通知をせず、1週間が経過した場合には、収支は確定する。
 - (3) 甲は、当月締め日の翌月末日にあらかじめ指定された乙の銀行口座に確定後の金額を振込むものとする。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙への振込金額が1,000円に満たない場合は、1,000円以上に達するまで翌月以降に繰り延べるものとする。

第 8 条(乙によるキャンセル)

駐車場利用者からの利用料金の集金後、乙の自己都合により当該予約をキャンセルする場合は、キャンセルに伴う手数料を別表に定めた料金表に従い、甲に対して支払うものとする。

第 9 条(駐車場利用者によるキャンセルと利用日変更)

1. 駐車場利用者が自己都合により予約を変更あるいはキャンセルする場合、甲は別表に定めた料率に従い、駐車場利用者にはキャンセル料を請求するものとする。
2. キャンセル料は、キャンセルされた利用予定日の該当月間駐車場利用料に含むものとする。
3. 甲は、駐車場利用者から支払われたキャンセル料から、第 4 条に基づき算出されるシステム利用料を差し引いた金額を、乙に支払うものとする。

第 10 条(個人情報の保護)

甲および乙は、甲および乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。

第 11 条(駐車場登録の中止等)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の駐車場登録の中止、乙が表示したコンテンツの削除、その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本状の定めは第 12 条に定める甲による登録解除を妨げない。
 - (1) 第 12 条第 1 項に定める事由が生じたとき
 - (2) 甲、駐車場利用者、他の駐車場運営者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止
2. 乙は、本サービスに登録した駐車場の車室が、長期契約等乙の事情により公開できなくなった場合は、速やかに非公開に設定することができる。ただし、利用予約が入っている場合は、その利用予約日の翌日から非公開に設定するものとする。

第 12 条(甲による登録解除)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに直ちに乙の駐車場ページを軒先パーキングおよびサーバから削除することができる。
 - (1) 本規約に違反し相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、なお是正されないとき
 - (2) 甲による連絡が取れなくなったとき

- (3) 業務運営が公序良俗に反しまたは軒先パーキングにふさわしくないと甲が判断したとき
 - (4) 駐車場ページ内のカレンダーでの予約受付が1年間なされていない場合
 - (5) 軒先パーキングを介して予約をした駐車場利用者に対し、乙が、直接的に自身の駐車場を使用させる営業行為を行ったり、軒先パーキングを介さず駐車場を使用させたりしたとき
 - (6) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
2. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、乙に事前告知の上、乙の駐車場ページを軒先パーキングおよびサーバから削除することができる。
- (1) 軒先パーキングの取り扱い駐車場種別に変更が発生した場合

第13条(規約の変更)

1. 甲は、必要と認めたときに、乙へ予告なく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。
2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知した場合において、乙が駐車場登録を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

2012年6月25日 制定
 2012年8月1日 改定
 2013年5月22日 改定
 2014年5月22日 改定
 2014年11月1日 改定
 2015年3月25日 改定

別表

乙による予約キャンセル料(税込)

予約キャンセル回数	キャンセル料
1回	キャンセルした駐車場の利用料金の総額

駐車場利用者によるキャンセル料

予約確定前(入金前)	0%
予約確定から利用日の2日前まで	0%
利用日の前日～当日まで	駐車場利用料の100%

2012年6月26日 制定

2012年8月1日 改定